

「四国まるごとドライブパス！2017」よくあるご質問 (A.滋賀・京都・大阪発着プラン)

<お申し込み方法>

Q1. 利用までの手順を教えてください。

本割引プランのページ下部にある申込ボタンをクリックし、ご利用上の留意事項・利用約款をご確認のうえ、ご利用開始日・ご利用期間・お客さまのお名前、お住まいの都道府県、ご連絡先、メールアドレス、ご利用するETCカード番号・有効期限、ご利用車種を登録してください。Web登録の完了をもって申込完了とさせていただきます。

なお、ご登録までの流れについては、各プランの詳細ページをご確認ください。

Q2. 日帰りの利用を予定していますが、申し込むことはできますか？

通常のお申し込みの場合と同様、ご希望の利用開始日を選択していただければ、同日のみのご利用とすることができます。

Q3. 電話での申し込みはできないのですか？

本割引プランへの電話でのお申し込みについては、承っておりません。ご了承ください。

Q4. 申し込みはいつまでにすればいいのでしょうか？

本割引プランのお申し込みは、ご利用開始日の23時59分までにNEXCO西日本のウェブサイト「[みち旅](#)」から行えます。

Q5. 申し込み後の解約及び変更はどうすればいいのでしょうか？

本割引プランのお申し込みの解約・申込内容の変更は、ご利用開始日までにNEXCO西日本のウェブサイト「[みち旅](#)」から行えます。

なお、解約・変更をする場合は、申込番号とご登録いただいたメールアドレスが必要になります。

また、所定の解約手続きを取らずに、登録した利用期間中に、登録済みのETCカードを使って対象区間を走行されると、本割引プランの料金が請求されることとなりますのでご注意ください。

(参考例・全日3日間プラン)

9月20日～22日の利用申込を解約⇒9月20日23時59分まで解約可能

9月20日～22日の利用申込を9月27日～29日に変更⇒9月20日23時59分まで変更可能

Q6. 申し込んだが利用しなかった場合、別途料金は発生しますか？

発生いたしません。

ただし、利用期間内に、往路走行・周遊走行・復路走行のいずれかに該当する走行を行った場合は、本割引プランの利用料金が請求されます。

Q7. 申込完了メールが届きませんが、申込は正常に完了しているのでしょうか？

次のようなことが考えられますので、以下の点についてご確認ください。

- メールアドレスの入力誤り。
- 「迷惑メール」等の受信ボックスに受信されている。
- 迷惑メール対策で、受信できるメールのドメインが制限されている。
- URL 付のメールが受信できる設定になっていない。

なお、お客さまの受信状況にかかわらず、Web 登録の完了をもって申込完了とさせていただきます。

※申込状況をご確認したい場合、NEXCO 西日本のウェブサイト「みち旅」の周遊割引ページから、申込番号及びご登録いただいたメールアドレスを入力し、ログインしていただくことによりご確認ください。また、申込完了メールを再送したい場合には、上記の方法で「みち旅」へログインしていただき、なにも変更せずに、「メール再送」ボタンを押すことにより、お客さまのメールアドレスに申込完了メールが送信されます。

<ご利用方法>

Q8. どのような利用が割引の対象になりますか？

下記の①～③の走行が割引の対象となります。

- ①発着エリア内のインターチェンジから乗り放題エリア内のインターチェンジまでの往路走行(1回のみ・本四高速の区間を除き、途中で降りることはできません)
- ②乗り放題エリア内のインターチェンジが乗り降り自由(回数制限はありません)
- ③乗り放題エリア内のインターチェンジから発着エリア内のインターチェンジまでの復路走行(1回のみ・本四高速の区間を除き、途中で降りることはできません)

※①の往路走行・③の復路走行で、西瀬戸道(しまなみ海道)をご利用になる場合は、山陽道の福山西 IC もしくは尾道 IC と西瀬戸道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道 IC もしくは向島 IC を乗り継いでご利用ください。

※①～③以外の走行をされた場合には、本割引プランの適用対象外となり、その走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となりますのでご注意ください。詳細については、「詳しいご利用方法・走行上の注意点」をご確認ください。

Q9. 利用日の判定はどの時点になりますか？

ご利用日の判定は、料金をお支払いいただく料金所(出口 IC 料金所)の通過日時により判定しております。往路走行における利用期間の判定箇所は、下記のとおりです。

- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りしない場合・・・最初に降りる乗り放題エリア内の IC
- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りする場合・・・最初に降りる本四高速内の IC
- 西瀬戸道(しまなみ海道)を経由する場合・・・福山西料金所または尾道料金所

復路走行は、下記の日時までにご登録いただいた発着エリア内のインターチェンジで流出してください。

全日 4 日間プランの場合・・・ご利用日 4 日目の 23:59 まで

全日 3 日間プランの場合・・・ご利用日 3 日目の 23:59 まで

休日 2 日間プランの場合・・・ご利用日 2 日目(連続する土日祝のみ対象)の 23:59 まで

Q9-2. 5日間以上旅行する場合、本割引プランを利用できますか？(全日4日間)

本割引プランの対象となる走行は、Q8記載の通りです。ご旅行される期間が 5 日間以上の場合でも、本割引プランをお申し込みいただくことで、お申し込みいただいたご利用期間(連続する最大 4 日間)内のご走行は

本割引プランの対象となります。お申し込みいただいた利用期間外のご走行分の料金につきましては、周遊割引のご利用料金とは別に必要となります。

Q9-3. 3日間以上旅行する場合、本割引プランを利用できますか？(休日2日間)

本割引プランの対象となる走行は、Q8記載の通りです。ご旅行される期間が3日間以上の場合でも、本割引プランをお申し込みいただくことで、お申し込みいただいたご利用期間(連続する土日祝2日間)内のご走行は本割引プランの対象となります。お申し込みいただいた利用期間外のご走行分の料金につきましては、周遊割引のご利用料金とは別に必要となります。

※ご旅程によっては、全日3日間プランをご利用いただく方がお安くなる場合があります。

Q10. ETCレーンが閉鎖されている場合はどのようにすればいいですか？

入口料金所のETCレーンが閉鎖されている場合は、一般レーンで通行券を取り、出口料金所では係員に通行券と登録された ETC カードをお渡しください(料金精算機の設置されている料金所では、料金精算機に通行券を挿入し、その後 ETC カードを挿入して下さい)。また、入口料金所を ETC 無線通信でご利用になり、出口料金所が閉鎖されている場合は、一般レーンで登録された ETC カードをお渡しください(料金精算機の設置されている料金所では、料金精算機に ETC カードを挿入して下さい)。

Q10-2. 発着エリア～四国乗り放題エリアまでの間の高速道路(本四高速区間を除く。)の通行料金は、割引プランの料金に含まれていますか？

含まれています。発着エリアから四国乗り放題エリアまでのご通行される山陽道等の通行料金も、本割引プランの料金に含まれています。

ただし、発着エリアと四国乗り放題エリアの途中の IC での乗り降りにはできません。乗り降りされると、当該走行全体の料金が本割引プランの対象外となりますので、ご注意ください。

なお、往路走行と復路走行の途中で経由する本四高速ルートに指定はありません。(Q22-2 参照)

《ご利用例》A.滋賀・京都・大阪発着プランで西瀬戸道(しまなみ海道)から四国へご走行される場合、A. 滋賀・京都・大阪発着エリア内 IC から福山西 IC もしくは尾道 IC までの山陽道等の通行料金も本割引プランの料金に含まれます。

Q11. 往路走行または復路走行の途中で通行止めにより、途中のインターチェンジでの流出を余儀なくされた場合どうなりますか？

通行止めに伴い一旦高速道路を流出した場合は、通行止め区間を一般道で迂回していただき、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金でご請求させていただきます。

Q11-2. 往路走行または復路走行の途中で渋滞により、途中のインターチェンジで流出した場合どうなりますか？

往路走行または復路走行の途中、本四高速が管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)の各インターチェンジ以外で乗り降りすることはできません。途中で流出された場合、往路走行または復路走行全体にかかる通行料金が別途必要となります。

Q12. 近畿道や阪和道からも本割引プランを利用できますか？

吹田本線料金所から中国道・山陽道のルートでご走行いただく場合、本割引プランをご利用いただけます。ただし、吹田本線料金所までの近畿道・阪和道などの走行にかかる通行料金が、本割引プランの料金とは別に必要となります。

Q13. 往路走行と復路走行で異なる発着エリアを利用できますか？

利用いただけません。往路走行、復路走行ともに、お申し込みいただいた発着エリア内のインターチェンジをご利用ください。

Q13-2. 同一発着エリア内であれば、往路走行と復路走行で異なるインターチェンジを利用できますか？

利用いただけます。同一発着エリア内であれば、往路走行の際に流入したインターチェンジと復路走行の際に流出したインターチェンジが異なっても本割引プランの対象となります。

<ご請求について>

Q14. 本割引プラン料金のほかに、別途必要となる料金がありますか？

本四高速の管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)、阪神高速など、NEXCO 西日本管理外の道路については、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。

また、NEXCO 西日本の管理する道路のうち、名神高速(吹田～西宮)や近畿道・第二神明・近畿道・第二京阪道路(久御山JCT～門真JCT)・阪和道・第二阪奈有料道路・西名阪道・南阪奈有料道路等についても、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。

なお、本割引プランの適用対象外となる走行分については、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となりますのでご注意ください。

Q15. クレジットカード会社等からの請求はどうなりますか？

本割引プランの対象となる走行全体に対して、本割引プランの料金を一括して請求させていただきます。

この場合、クレジットカード会社等からの請求明細においては、利用区間の欄は「企画割引～〇〇IC※」と表示されます。

※〇〇ICとは、本割引プランの対象となる最初の走行の出口料金所となります。

※クレジットカード会社により、請求明細の表示の方法が異なります。

なお、ETCマイレージサービスをご利用の方で還元額がある場合、先に還元額から本割引プランの料金として充当され、不足分についてクレジットカード会社から請求させていただきます。このため、クレジットカード会社からの請求分が本割引プランの料金よりも少ない金額になる場合があります。

Q16. 利用期間内の通行料金の合計が、本割引プランの料金に達しなかった場合どうなりますか？

利用期間内における通行料金の合計が本割引プランの料金に達しなかった場合でも、本割引プランの料金で請求させていただきます。

あらかじめ、ご走行いただく区間の通行料金をご確認いただきますようお願いいたします。

<料金表示について>

Q17. ETC レーン通過時の料金表示器、ETC 車載器の通行料金の表示や音声案内の通行料金の表示はどうなりますか？

ETC レーン通過時の料金表示器、ETC 車載器の通行料金の表示や音声案内では通常の通行料金が表示されますが、クレジットカード会社からの請求の際には本割引プランの料金でご請求させていただきます。

Q18. ETC 利用照会サービス(登録型)の利用明細、マイレージサービスの還元額明細の表示はどうなりますか？

ETC 利用照会サービス(登録型)の利用明細、ETC マイレージサービスの還元額明細においては、ご利用後しばらくは備考欄に「確認中」と表示され、各通行料金を表示いたしますが、最終的には備考欄が「確定」と表示され、本割引プランの対象となる走行が1つにまとめて本割引プランの料金の表示となります。

この場合、利用区間の欄は「企画割引～〇〇IC※」と表示されます。

※〇〇ICとは、本割引プランの対象となる最初の走行の出口料金所となります。

<本州四国連絡高速道路が管理する道路のご利用について>

Q19. 本四高速の利用料金は本割引プランに含まれていますか？

いいえ、含まれておりません。

本四高速の管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)のご利用については、その走行にかかる通行料金が、本割引プランの料金とは別に必要となります。

Q20. 本四高速のインターチェンジからの利用は可能ですか？

本四高速の管理する神戸淡路鳴門道の神戸西IC、布施畑JCT・IC、垂水JCT・IC、瀬戸中央道の早島IC、水島IC、児島IC、西瀬戸道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道IC、向島ICからご利用の場合は、「B.神戸・播但・瀬戸内発着プラン」をお申し込みいただくことにより、ご利用いただけます。

なお、本割引プランの利用料金とは別に、本四高速の利用にかかる通行料金が必要となります。

Q21. 往路・復路の途中で本四高速のインターチェンジの利用は可能ですか？

往路走行・復路走行の途中、本四高速の管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)の各インターチェンジで流出・流入していただくことができます。ただし、NEXCO道路との境界となる神戸西IC(神戸淡路鳴門道)、早島IC(瀬戸中央道)での流出・流入はできません。

なお、本割引プランの利用料金とは別に、本四高速の利用にかかる通行料金が必要となります。

Q22. 西瀬戸道(しまなみ海道)を経由する場合はどうすればいいですか？

往路走行の場合、発着エリア内のインターチェンジで流入し、山陽道の福山西ICもしくは尾道ICで流出していただき、西瀬戸道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道ICもしくは向島ICを経由して、四国にお越しく下さい。

復路走行の場合、四国からご出発いただき、西瀬戸道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道ICもしくは向島ICで流出していただき、山陽道の福山西ICもしくは尾道ICから流入し発着エリア内のインターチェンジで流出してください。

Q22-2. 往路・復路で本四高速の別ルートを利用することは可能ですか？

往路走行と復路走行の途中で経由する本四高速の各ルートについては、往復でそれぞれ別のルートを利用できます(往復で同じルートも可)。

<他の割引制度との重複について>

Q23. 他の割引制度(ETC 時間帯割引、平日朝夕割引、障害者割引、ETC マイレージポイント)と重複して適用されますか？

本割引プランは、ETC マイレージポイント以外の割引とは重複して適用されません。したがって、平日朝夕割引の時間帯にご走行いただいた場合でも、周遊割引の対象となったご走行につきましては、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされませんので、ご注意ください。

ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額から本割引プランの料金が引き落としされます。(ETC マイレージサービスの還元額が本割引プランの料金に満たない場合は、不足分がクレジットカード会社等から請求されます。)

ETC マイレージポイントについて、本割引プランの料金に対して 10 円につき 1 ポイントを付与します。(ただし、ETC マイレージサービスの還元額から引き落とされた料金に対しては ETC マイレージポイントは付与されません。)

<利用特典について>

Q24. 本割引プランにおける利用特典を教えてください。

本割引プランをご利用いただいたお客さまに対し、お得な特典をご用意しております。
詳細については、「特典」ページをご覧ください。

<お問い合わせ先>

Q25. 本割引プランや特典についてのお問い合わせ先は？

本割引プランに関するお問い合わせにつきましては、[「周遊割引のお問い合わせ」](#)よりお問い合わせください。

お問い合わせ内容によっては回答までに数日お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

※この「よくあるご質問」はお客さまの声をもとに随時更新を行っております。